

定員変更の事前協議について

資料5.3

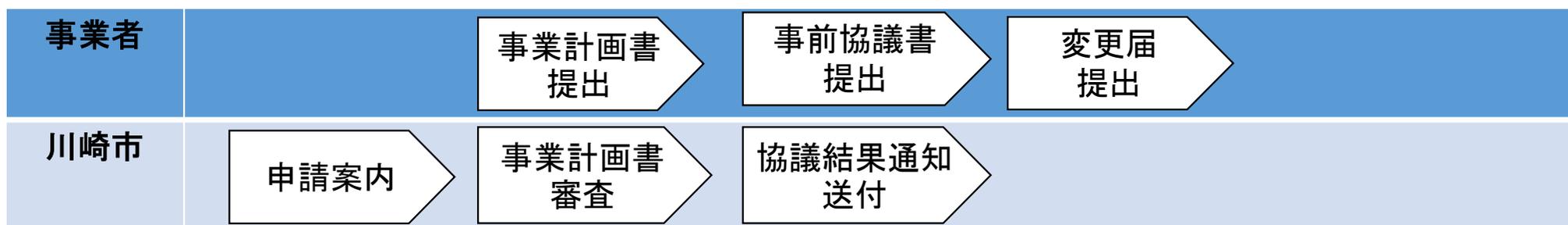
1 定員変更の案内

毎年6月ごろ

2 定員変更の実施月

10月、4月(年2回、原則10月は定員数の減のみ)

3 手続の流れ



4 その他注意事項

- ・10月に定員を変更した場合、原則として翌年4月は定員変更不可
- ・定員変更月の児童の受入れに際し、利用定員の超過受入不可
- ・定員変更の案内時、年齢別利用定員、開所時間等)の変更も併せて実施